

令和5年1月26日 岡山市地域公共交通会議
岡山桃太郎空港シャトル便運行計画案に係る書面審議(再審議)結果

議決権を有する委員からの回答

- ・このままの運賃で承認する 4名
- ・運賃を承認の対象から外す 5名

議決権を有しない専門員からの回答

- ・このままの運賃で承認する 3名
- ・運賃を承認の対象から外す 2名

書面審議(再審議)でのご意見一覧

NO.	意見者	意見
1	岡山市地域公共交通会議 会長	十分な合意が重要であると思います。
2	岡山県バス協会	岡山市に置いて交通計画に組み入れるなど市の交通体系のひとつとして位置付けられ交通会議に提案されるのであれば承認の対象となると考えられますが、一民間事業者の営業施策推しての運賃は行政庁に判断いただくべきと考えます。
3	岡山運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・今回実証運行であり、本格運行へ移行するにあたっての判断基準も示されていない。通常企業であれば原価計算を行い、一定の収支率を目標設定すると想定される。したがって本運行については、営業政策的見地から企業の判断で実施されるものであり各委員が協議運賃の制度を元に個別で一企業の運賃設定に関し判断することは適切ではないと判断。 ・一部例外として、営業政策的な観点から行われている事業において協議運賃制度を活用したケースは存在するが、その場合、行政の一定の支援制度が行われることが前提のみであり本件とは一線を画すものである。

(裏面に続く)

NO.	意見者	意見
4	岡山県タクシー協会	<p>多様な移動手段を地域に導入を図るため協議会で検討することは否定されるものではないと思いますが、運賃と事業計画は密接な関係があるため、自治体の赤字補てんが想定されていない今回の案件を分離して承認するか否かが適当なのか懸念します。協議会承認の対象から運賃を除いた上で承認した場合、別途申請される運賃が運輸局の審査により減額変更となった場合、この影響で事業者が事業計画全般を変更せざるを得ないことは無いのか。また、事業者が運賃と分離された協議会承認で申請を行う意思があるのか今回示されていないため、事前に事業者へ確認したうえで委員に書面審議を求めるべきではなかったか。</p>
5	岡山県交通運輸産業労働組合協議会	<p>白タクライドシェアに波及しないか、懸念が残りますのでお取り扱い方、よろしくをお願いします。</p>
6	岡山県 県民生活交通課	<p>承認の条件として、事業者に対して、バス協会に対する運賃の根拠等の丁寧な説明を求めます。</p>